

## 大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)

Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources

### —活動の概況—

---



# 大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE)とは

## JUSTICE

= Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources

(設立) 平成23年4月1日

(目的) 電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約, 管理, 提供, 保存, 人材育成等を通じて, わが国の学術情報基盤の整備に貢献する

(主な事業)

- (1) 出版社等との交渉を通じた電子リソースの購入・利用条件の確定
- (2) 電子ジャーナルのバックファイルや電子コレクション等の拡充
- (3) 電子リソースの管理システムの共同利用
- (4) 電子リソースの長期保存とアクセス保証
- (5) 電子リソースに関わる図書館職員の資質向上
- (6) その他必要な事業

(会員) 大学, 大学共同利用機関, 省庁大学校等の図書館  
・会員館:502 ( 国立:98 / 公立:66 / 私立:335 / その他:3 )

## JUSTICE設立以前の大学図書館コンソーシアム活動

	国立大学図書館協会(JANUL) コンソーシアム	公私立大学図書館 コンソーシアム(PULC)
設立	平成12年: 電子ジャーナル・タスクフォース設 立(コンソーシアム活動開始) 平成21年: コンソーシアム関連組織統合→学 術情報流通改革検討特別委員会 を設置	平成15年: 私立大学図書館コンソーシアム形成 平成18年: 公私立大学図書館コンソーシアムに 改組
運営・ 交渉組織	学術情報流通改革検討特別委員会 ・館長6名 ・部課長8名 ・協力員(図書館の実務担当者)	16の幹事大学 全体会合
参加館	94館(国立大学図書館協会会員館)	392館(公立57, 私立333, その他2)
交渉対象	34社	35社

平成23年3月末時点

## 連携・協力の推進に関する協定書の締結

### JUSTICEの発足に向けた協議等

- 平成22年 7月14日 国公立大学図書館長と国立情報学研究所長との懇談会
- 平成22年 9月21日 国公立大学図書館協力委員会においてコンソーシアム連携を承認
- 平成22年10月13日 国立情報学研究所(NII)と国公立大学図書館協力委員会との間で「**連携・協力の推進に関する協定書**」を締結
- 平成23年4月1日 「**連携・協力推進会議**」の下に大学図書館コンソーシアム連合を設置  
(JUSTICEの発足=2つの大学図書館コンソーシアムの統合)

#### **「連携・協力の推進に関する協定書」概要**

##### (目的)

学術情報の急速なデジタル化の進展の中で、我が国の大学等の教育研究機関において不可欠な学術情報の確保と発信の一層の強化を図る。

##### (連携・協力の推進)

**バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証**

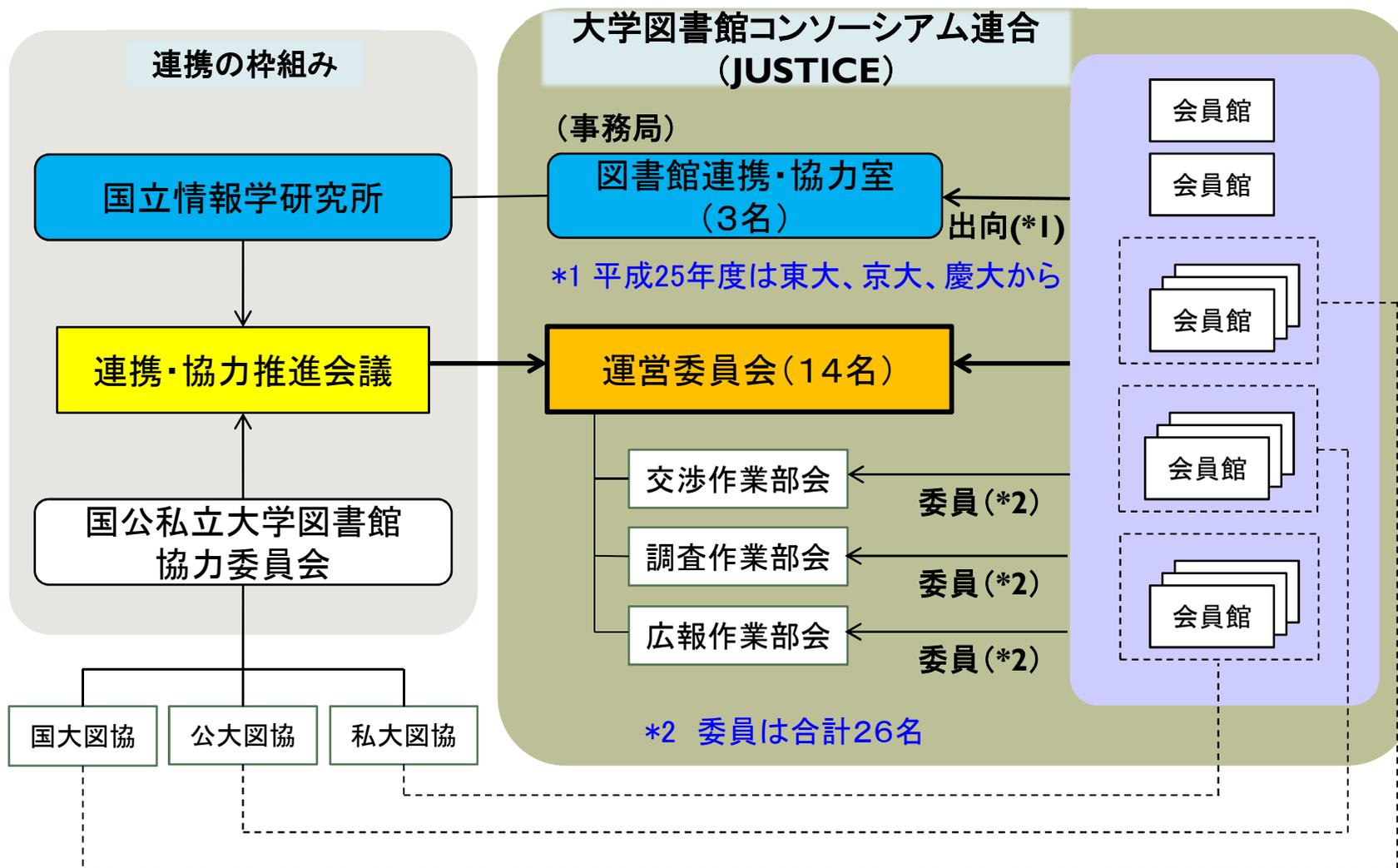
機関リポジトリを通じた大学の知の発信システム構築

電子情報資源を含む総合目録データベースの強化

学術情報の確保と発信に関する人材の交流・育成と国際連携

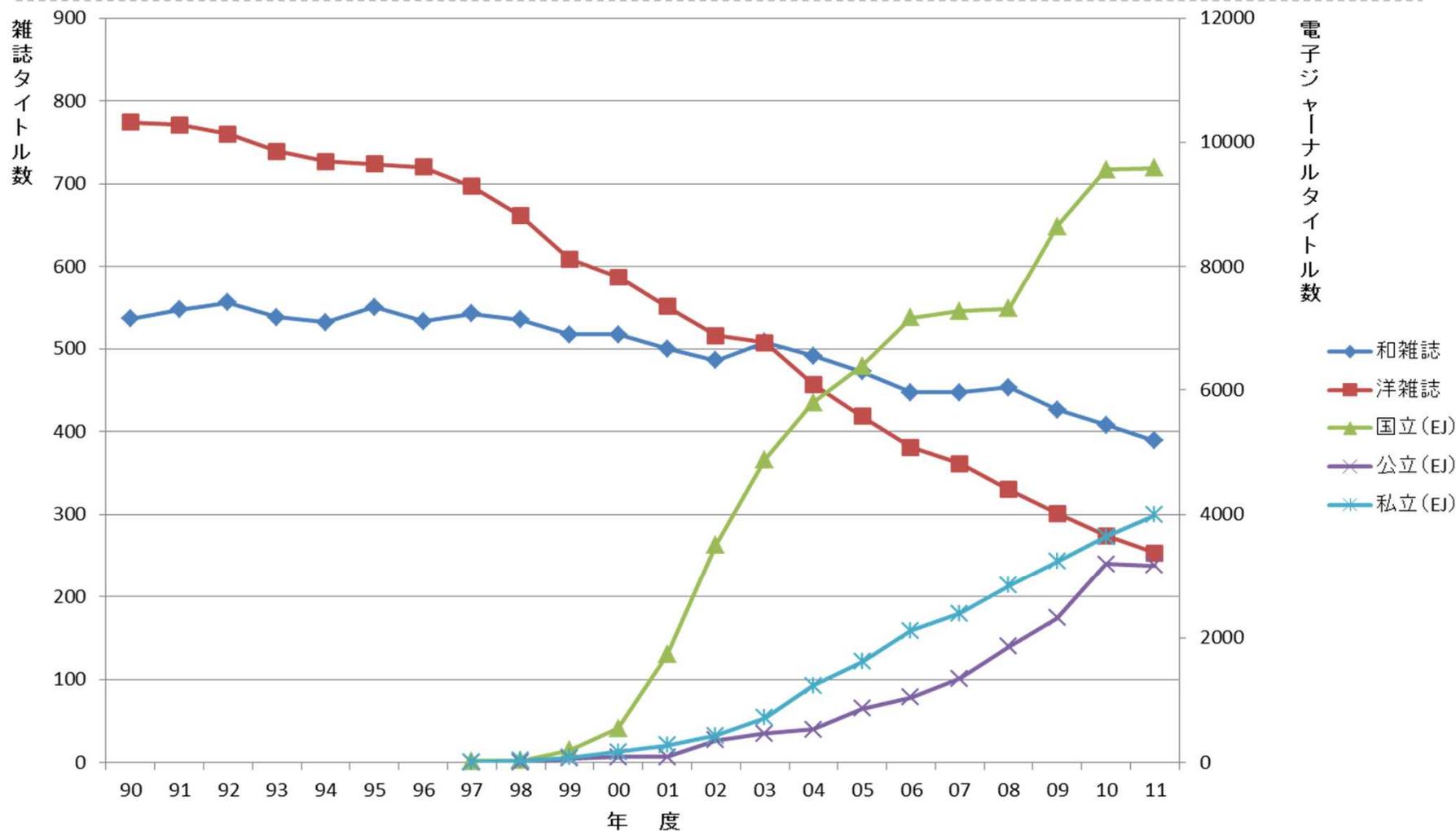
**連携・協力を進めるため「連携・協力推進会議」を設置**

# JUSTICEの運営体制①



# 電子リソースの購入・利用 条件に関する出版社等との 交渉

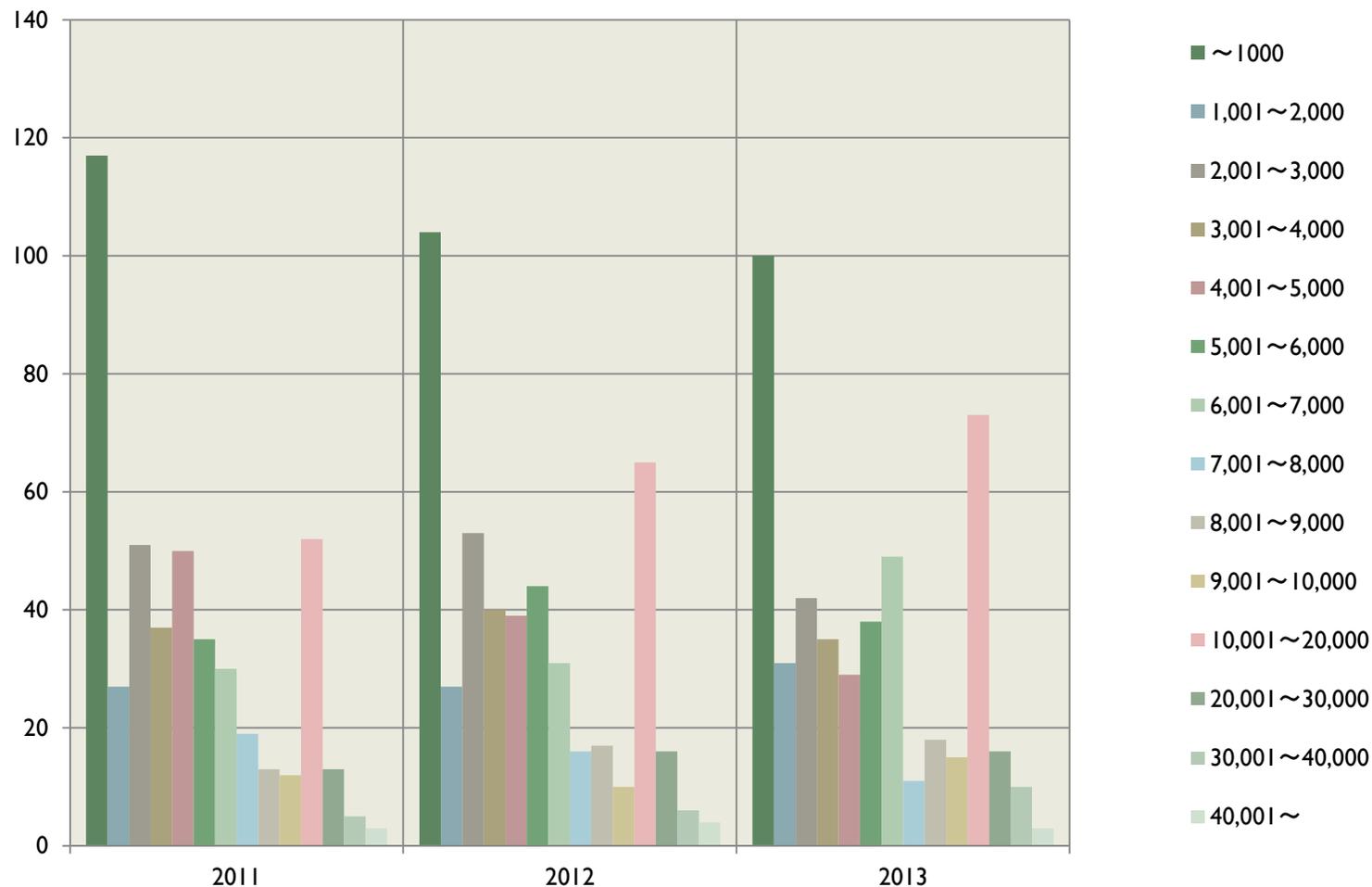
## 雑誌購入数と電子ジャーナル導入数の推移



(大学図書館実態調査結果報告・学術情報基盤実態調査結果報告より)

# 電子ジャーナル利用可能タイトル数の分布

館数



JUSTICE契約状況調査・統計資料(平成25年度)より

## 電子ジャーナル契約(利用)モデル(1/4)

### 個別タイトル契約

- 各出版社等の発行する雑誌をタイトル毎に契約
- 電子オンリー購読、冊子＋電子購読等
- 概ね契約終了後もアクセス可能(アーカイブ権あり)
- 購読機関の「階層」別に価格が設定されている場合あり
- 必要なタイトルのみ選択可能であるが、利用したいタイトルを全て購読しようとする、契約額は極めて高額となる(従来の冊子体購読と同様)

## 電子ジャーナル契約(利用)モデル(2/4)

### パッケージ契約

- 各出版社等の発行する雑誌を、全タイトル、分野別タイトル等のパッケージ単位で契約
- タイトル毎の単価という点では安価(全体としては高額)
- パッケージの価格設定方法等は出版社によって異なる
- パッケージ中のタイトルに対するアーカイブ権(契約終了後のアクセス権)の設定については出版社毎に異なる。
  - ① 契約期間中「購読扱い」のタイトル等に限定
  - ② 契約期間中の全てのタイトル(近年徐々に増加)

## 電子ジャーナル契約(利用)モデル(3/4)

### 論文単位での利用(Pay-per-view:PPV)

- 論文毎に料金を支払い利用
- 論文単価という点では最も高額(数千円/1論文)
- 出版社によっては、機関単位で一定の論文利用料金を一括して前払いすることで、割引が行われる(購入数が多いほど割引率が大きくなる)モデルもあり

### バックファイル契約

- 過去に冊子等で発行されたタイトル(創刊号~1990年代後半あたり)等を電子化したパッケージが中心
- 買切型(アーカイブ権あり)or購読型(アーカイブ権なし)

## 電子ジャーナル契約(利用)モデル(4/4)

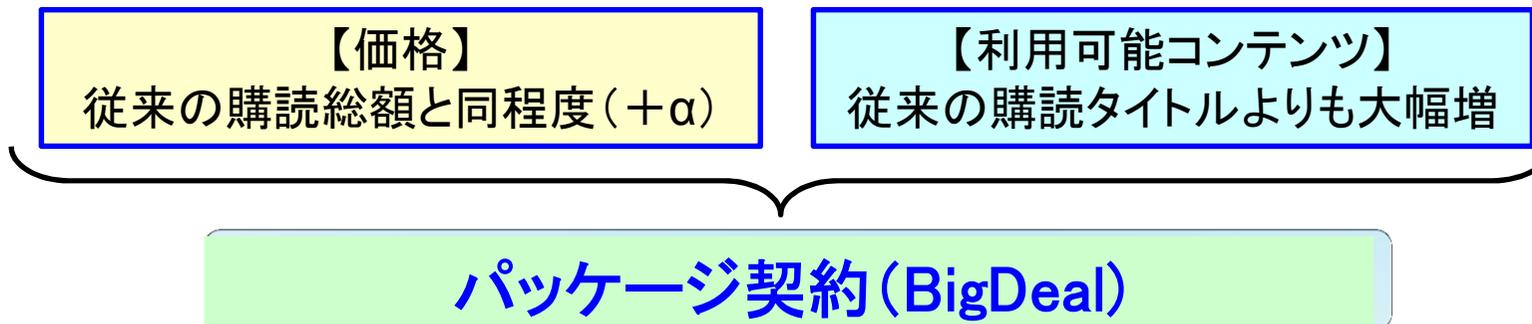
---

### アグリゲータ系

- 同一分野等の複数の出版社のタイトルを横断的に集めたパッケージ
- 原則として、エンバーゴ(Embargo: 発行後一定期間の閲覧制限)あり
- 概ね、契約期間中のみ利用可能(アーカイブ権なし)

## 出版社との交渉が可能な電子ジャーナル契約モデル

- 大学にメリットが生じ、出版社の増収に結びつく(減収とならない)契約モデル



- 市場拡大が見込めない出版社はパッケージ価格維持(+毎年の値上げ)
- 市場拡大を目指す出版社は、一定数以上の契約数確保を条件としたパッケージ価格の割引を提案(総額では増額+毎年の値上げ)
- 上記のパッケージ契約モデルは世界共通(大学毎の契約であっても、コンソーシアム単位での一括契約であっても同様)
- 従来(=従来)の購読総額以下となる(従来(=従来)の購読タイトル数よりも減少する)小規模なパッケージの提案は行われていない
- 各タイトルの個別購読価格そのものは交渉対象とはならない

## 電子ジャーナルパッケージ等の価格モデル(1/2)

価格モデル	概要	備考
過去の購読実績 ※購読タイトルの 概念あり	過去の購読タイトル(または購読金額分のタイトル)の購読を維持し続けることで、パッケージに含まれる非購読誌へのアクセスが可能	契約中止後のアクセス権は、購読タイトルのみが付与されるケースが一般的
過去の購読実績 ※購読タイトルの 概念なし	過去の購読金額をベースに価格が決定されるが、パッケージに含まれるタイトルに購読/非購読の区別無し	
大学等の規模等 による階層	大学等の構成員(研究者、学生)数等により階層に分類し、階層毎に価格を設定	専従換算(FTE: Full Time Equivalent)または在籍人数(Head Count)

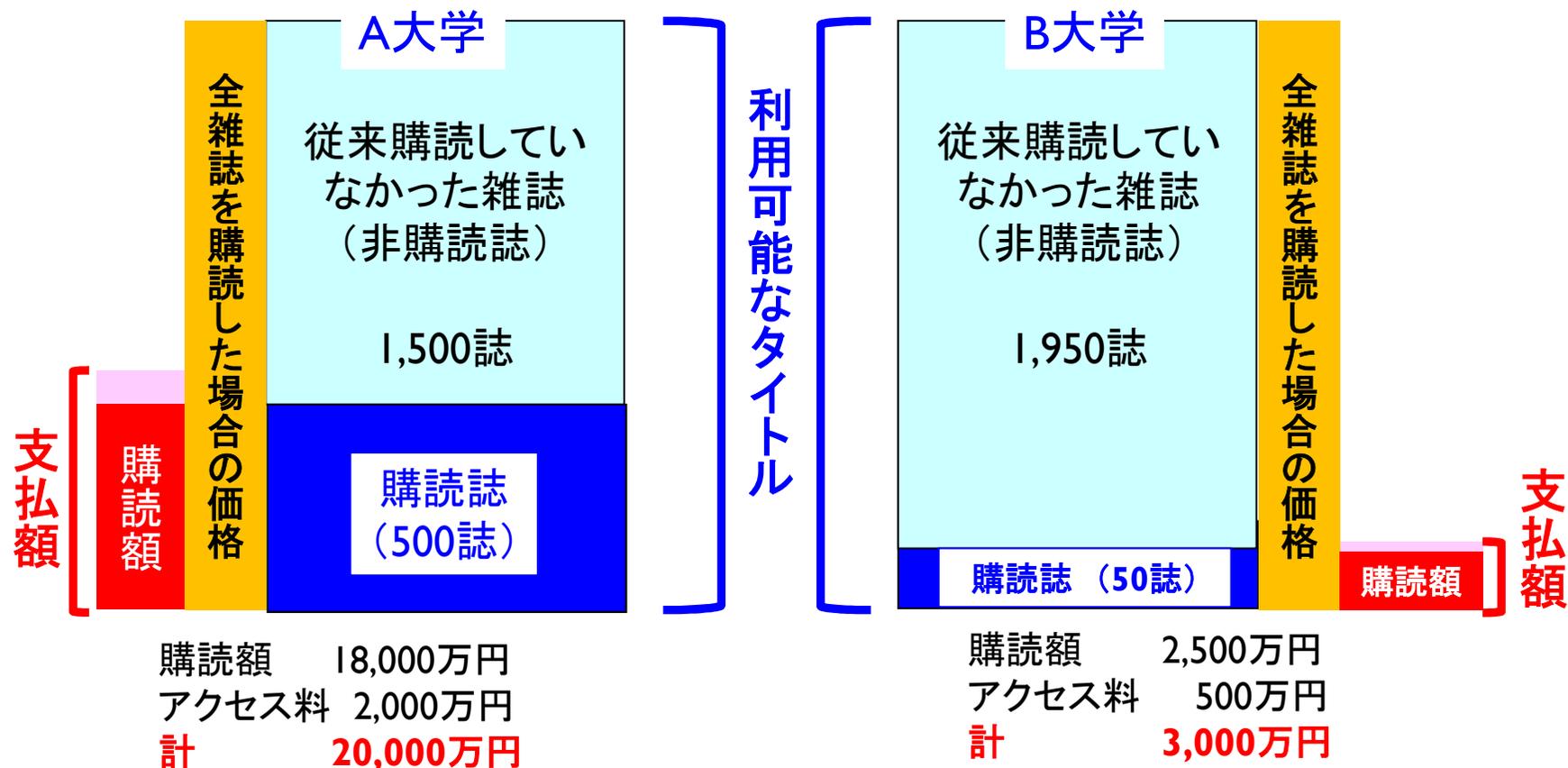
## 電子ジャーナルパッケージ等の価格モデル(2/2)

価格モデル	概要	備考
大学等の研究度合いによる階層	過去の論文投稿数等による価格設定	複数要素の組合せで価格が設定される場合に、考慮する出版社あり
過去の利用実績等による階層	過去数年のダウンロード数をもとに階層に分類し、階層ごとの価格を設定	国内出版社のDBでは、同時アクセス数による価格設定も多い
複数要素の組合せによる階層	複数の算定要素を組み合わせて階層に分類し、階層ごとの価格を設定	
その他	購読タイトル数、購読機関数等に応じて割引きを適用	

## 現在の電子ジャーナルパッケージ契約の考え方

### 過去の購読実績に基づく価格モデル

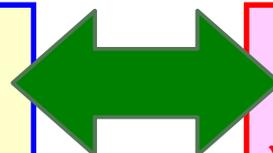
各大学の契約開始時点の購読規模(購読金額/タイトル)維持+非購読タイトルへのアクセス料を支払うことでパッケージに含まれる全タイトルの利用が可能



## 価格交渉における双方の主な立場・主張

### 大学図書館

- ✓ 可能な限り多くのタイトルを利用
- ✓ 購読経費負担の限界  
(予算は減少傾向)
- ✓ 現状のBigDealに対する不満
  - ・購読タイトル(金額)維持  
(自動的な値上がり)
  - ・利用しないタイトルの存在  
(不要なタイトルの購入)
  - ・パッケージのタイトルの増減  
(新規発行、廃刊、タイトル移動)
  - ・中止により利用可能タイトル激減
- ✓ BigDeal維持のため、他の学術雑誌購読を中止せざるを得ない



世界的に価格抑制(値上げ率抑制)の交渉が中心

### 出版社(学協会出版含む)

- ✓ 可能な限り多数のタイトルを、多数の大学が契約(市場拡大)
- ✓ 一定の収益を確保  
→ 大学にとってはメリットが生じ出版社の増収に結びつく価格モデルを提案
- ✓ BigDealの価格設定では、不要タイトル販売にはあたらない
- ✓ パッケージタイトルの移動は学協会等との出版契約  
→ 価格上昇は契約相手である学協会等の意向(そうした契約の選択)
- ✓ 新規発行は当該分野のニーズ

## JUSTICEにおける出版社交渉

### ● 出版社との契約条件（価格条件，利用条件）の交渉を一元化

- ・ 会員館に対する標準提案までを交渉し、交渉結果（合意提案書）を開示
- ・ 価格のみならず利用条件等を含む50以上の項目について精査
- ・ 契約・支払等は，交渉結果（合意提案書）をもとに各会員館が行う

### ● 交渉体制

- ・ 事務局職員による予備交渉と本交渉準備
- ・ 東京近郊の作業部会委員＋事務局職員による本交渉

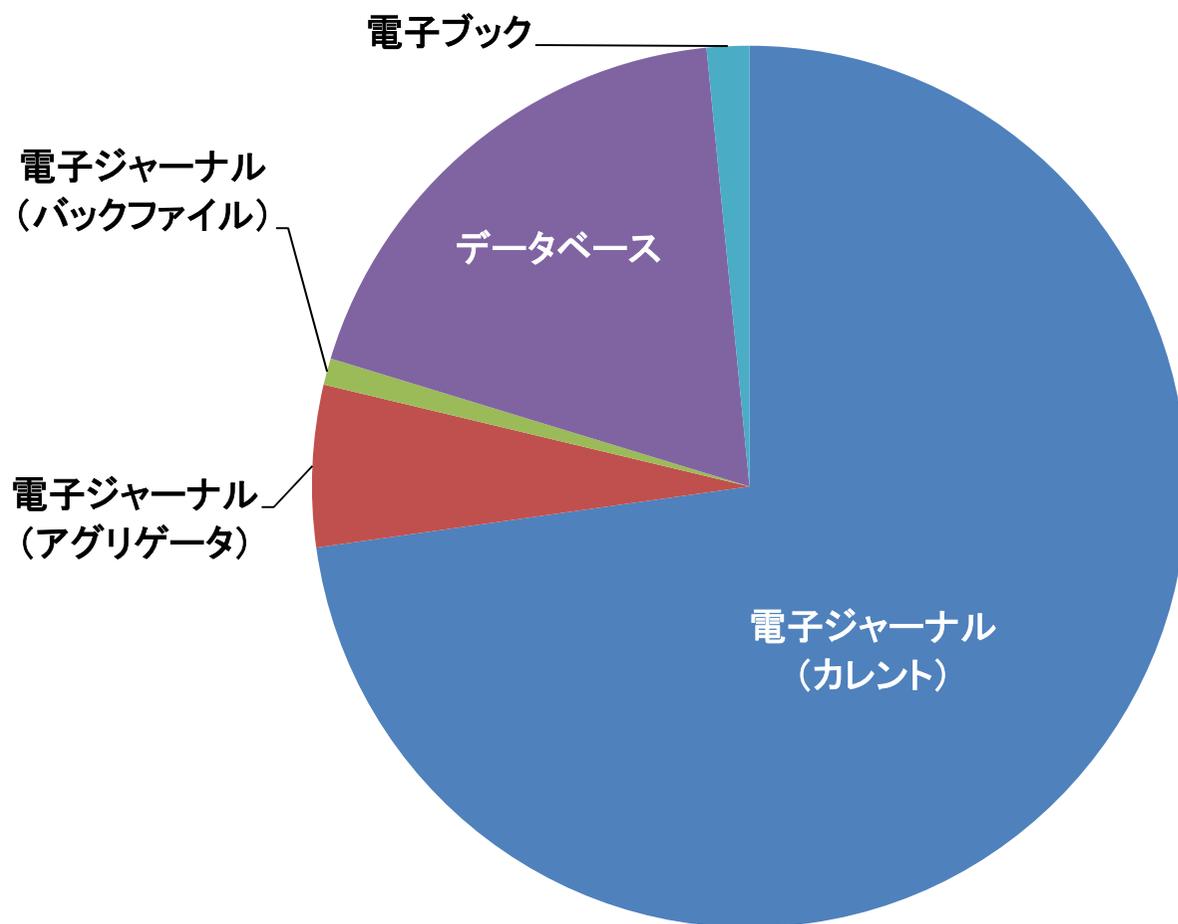
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交渉対象出版社	55社	67社	65社
提案合意出版社	42社	55社	53社
交渉回数（※1）	140回	99回	91回（※2）

※1 出版社との直接交渉回数のみ。電話、電子メールによるやりとりの回数は含まない。

※2 平成26年3月20日現在。

平成23年度に主な大手出版社との3年提案に合意していることから、平成24、25年度の直接交渉回数が減少している。なお、電話、電子メールによるやりとりは増加している。

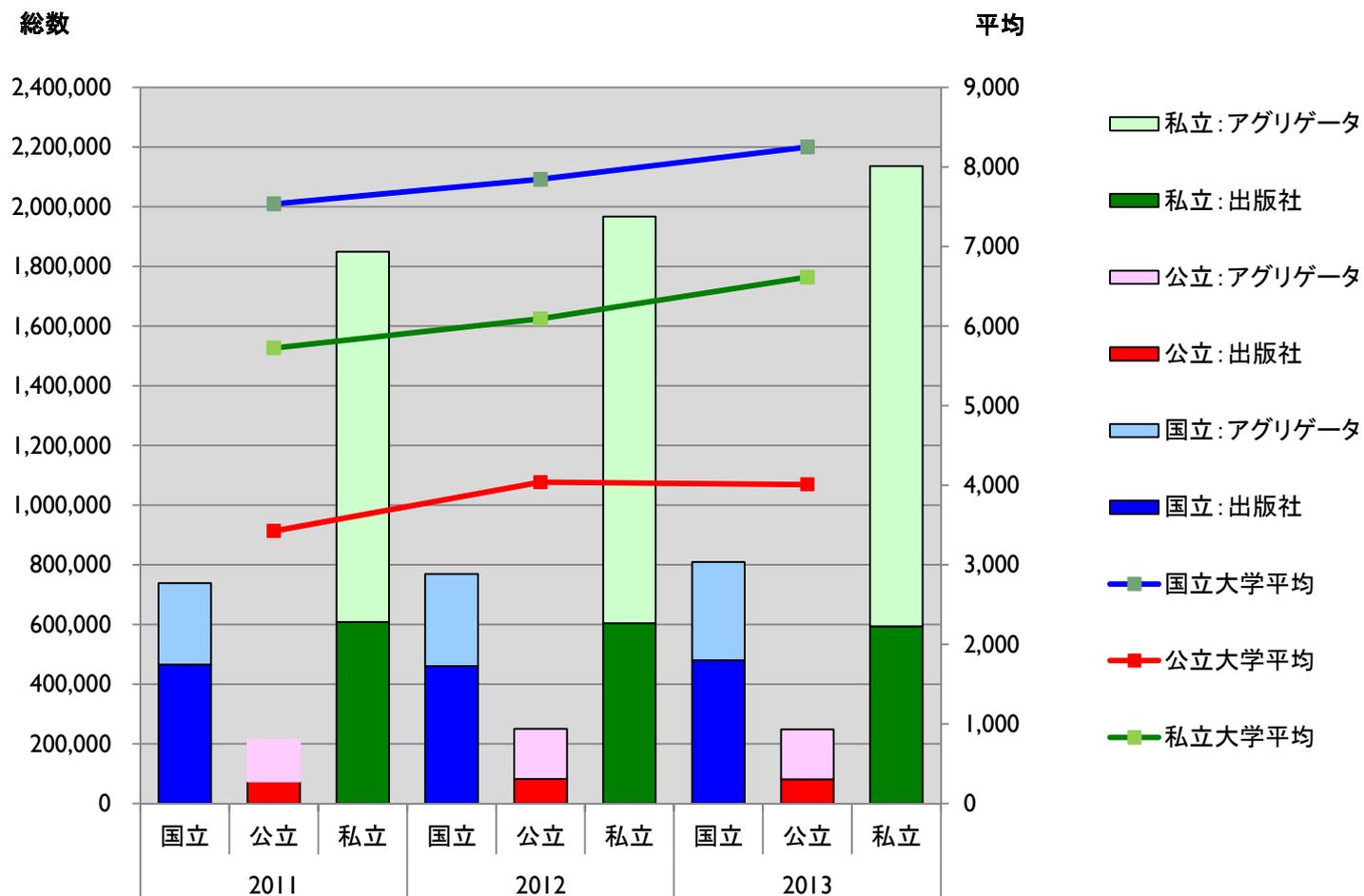
## JUSTICE会員館の電子資料種別支出額割合(2013年)



年度当初の予定額による割合

JUSTICE契約状況調査・統計資料(平成25年度)より

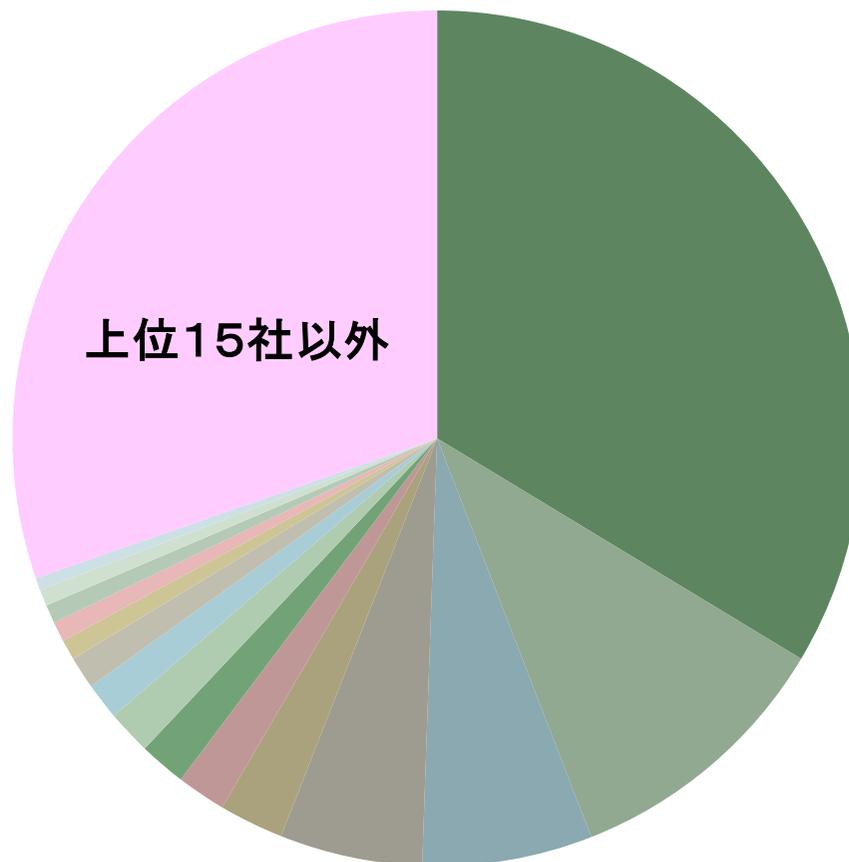
# 利用タイトル数と出版社契約・アグリゲータ契約



JUSTICE契約状況調査・統計資料(平成25年度)より

## JUSTICE会員館出版社別支出額割合(2013年)

電子リソースに対する支出のうち、出版社の上位15社に対する支出(大部分は電子ジャーナル)が全体の約70%



JUSTICE契約状況調査・統計資料(平成25年度)より

## 価格交渉の成果と限界

### ◆ 成果

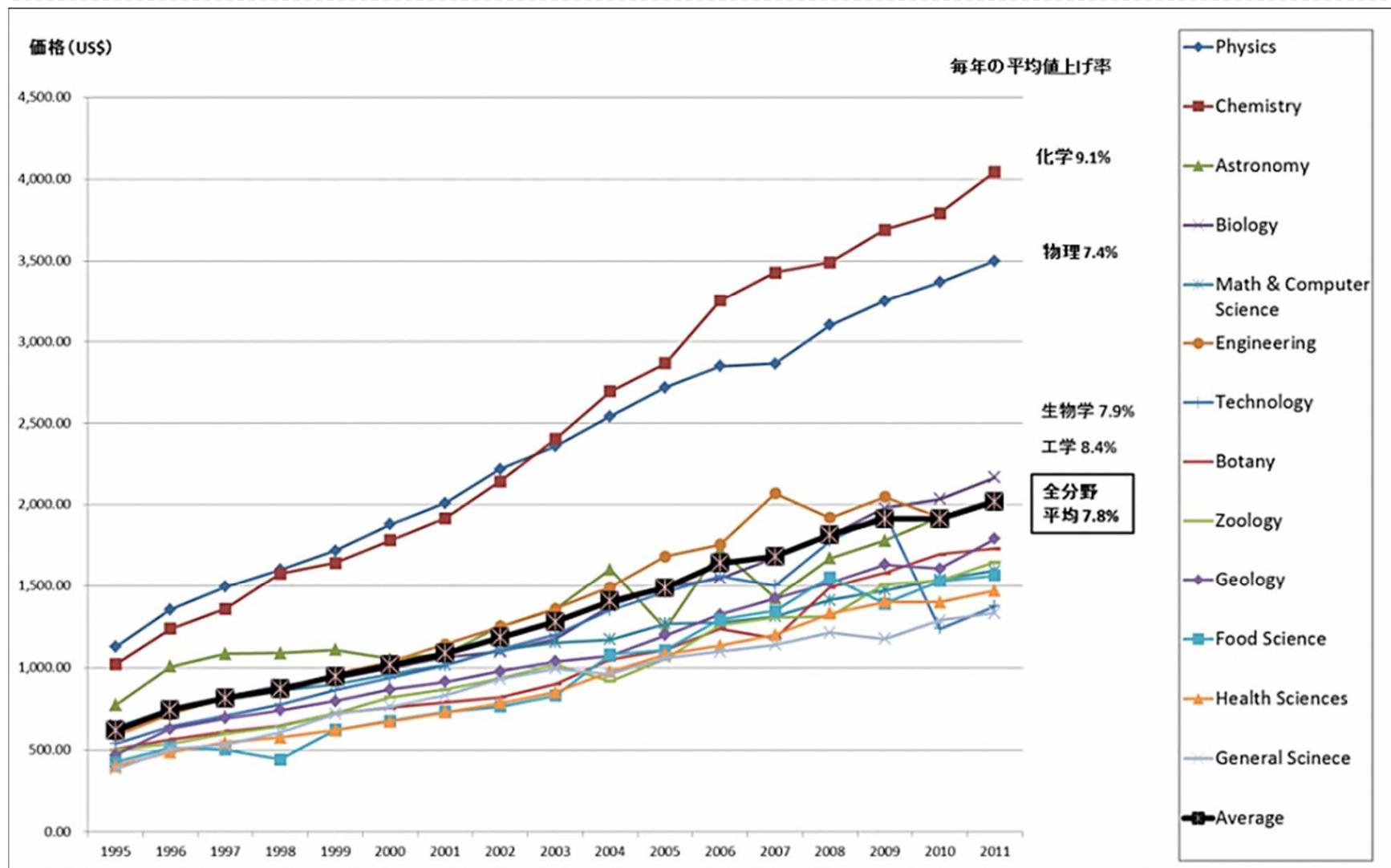
- ✓ 50社以上の出版社との直接交渉により、価格上昇率を抑制
- ✓ 利用可能な学術雑誌タイトル(電子ジャーナルタイトル)総数の増加
- ✓ 大学間の情報格差を、ある程度は是正
- ✓ 電子ジャーナルの学術情報基盤としての定着

### ◆ 限界

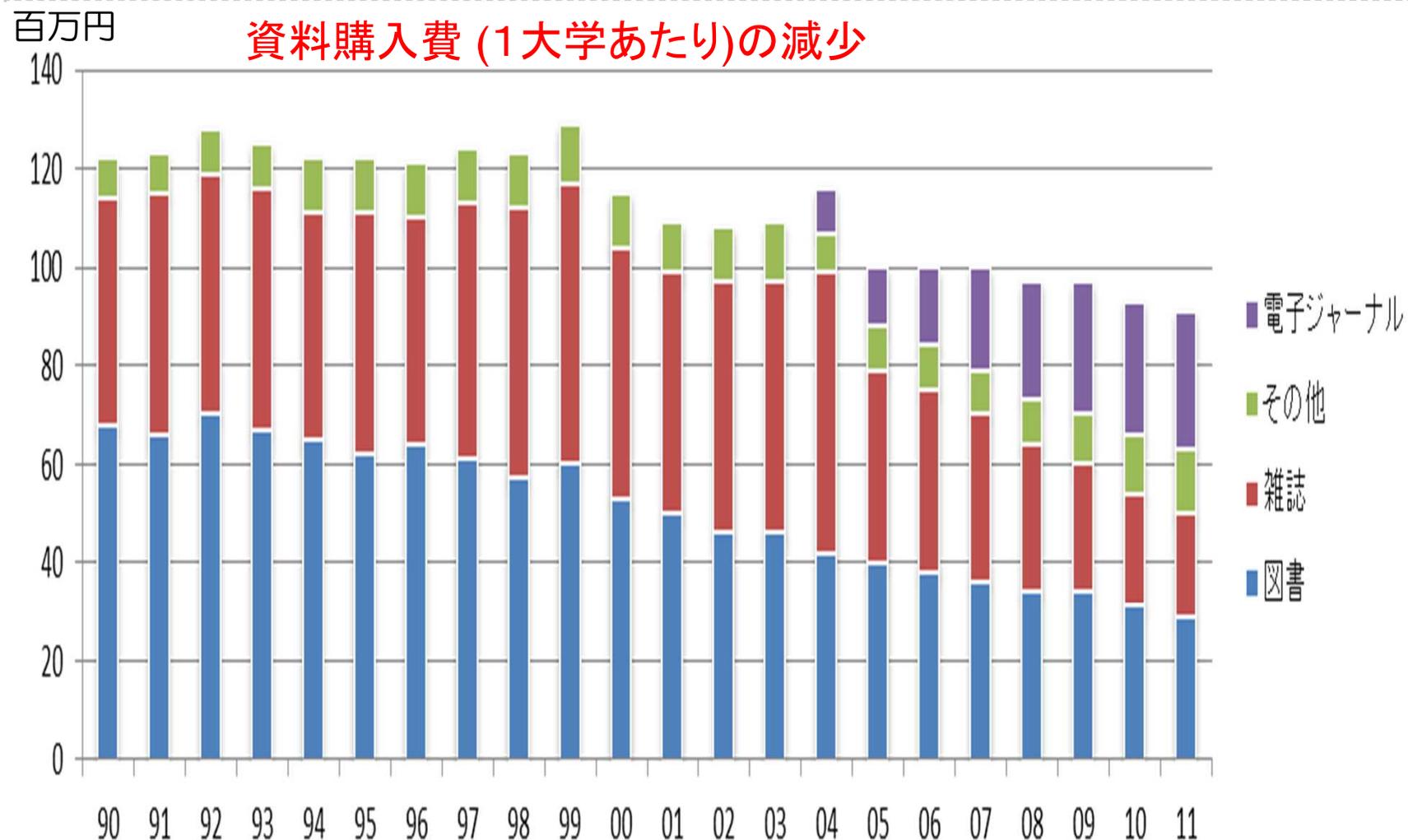
- ✓ 価格上昇の要因そのものは取り除けていない。  
購読モデルに対する価格上昇率の抑制という、いわば対症療法に過ぎない活動である。  
→ とはいえ、国内の電子ジャーナル等の総購読額(300億円弱)を考えれば、1%の抑制であっても、価格交渉の効果は高い

※世界的に、限界を踏まえた上で価格交渉により電子ジャーナル購読を維持しつつ、オープンアクセス等の推進に向かっている状況。

## 継続する学術雑誌購読価格の高騰



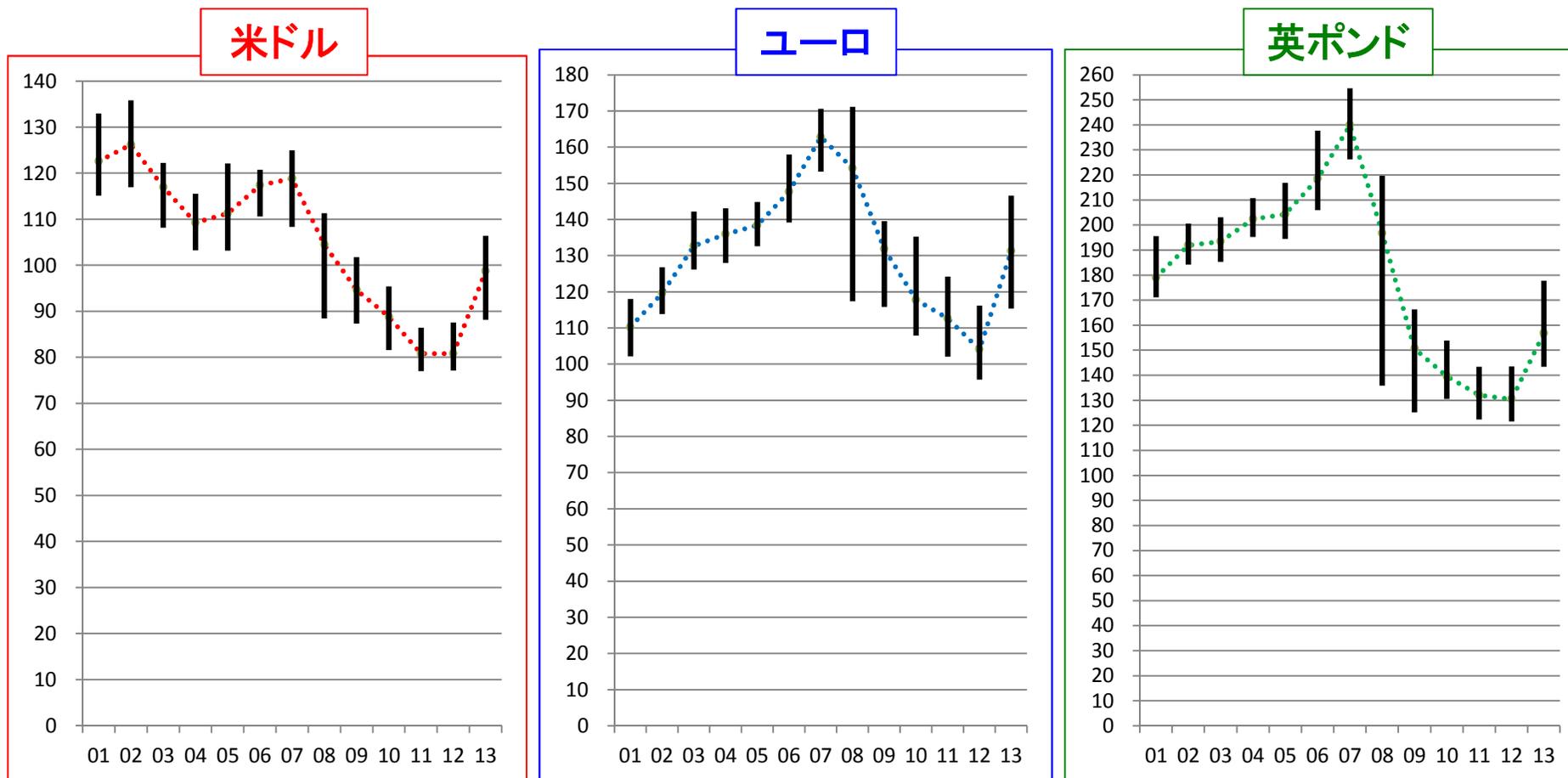
## 大学図書館資料購入費の減少



(大学図書館実態調査結果報告・学術情報基盤実態調査結果報告より)

# 外国為替レートの変動(急激な円安)

## 外国為替レートの変動(過去10年の推移)



三菱東京UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場(TTS)の各年の範囲と平均値(2001年以降)

## 学術雑誌の価格上昇の要因と言われる事柄

- ✓ 論文数の増加 → 流通コストの増大
- ✓ 市場の特殊性
  - 代替品が存在しない特殊な商品
  - 競争が成立しない特殊な市場
- ✓ モラルハザード
  - 費用を直接負担しない消費者の消費は過剰になる  
消費者(研究者)と費用負担者(大学→大学図書館)が異なる  
→消費者の要求は増大  
→費用負担者は値上がりしても可能な限り購読を継続
- ✓ 商業出版社への依存状態
  - 研究者や学協会(研究者コミュニティ)の商業出版社への依存(→流通コストの増大)

## 新たな契約モデルの交渉について

### ◆ 柔軟なコレクションモデルの実現性

現状： パッケージ価格  $\geq$  購読実績額  
パッケージ中の必要なタイトル  $>$  従来の購読タイトル

- ・現在と同じ利用環境で現在よりも安価なモデル
- ・必要なタイトルのみ選択して現在よりも安価なモデル

は出版社の大幅な収入減となり、現実問題として不可能に近い  
契約額の抑制  $\rightarrow$  利用可能なコンテンツの減少は不可避

今後： 契約額を抑え、可能な限り現在の利用環境に近いモデルの交渉

### ◆ 購読規模に基づく価格モデル(購読規模維持義務)からの移行

購読実績以外の価格モデルは、購読実績とは必ずしも相関関係にないため、移行に際しては支払い額に激変が生じる  
 $\rightarrow$  諸外国でも移行に踏み切れていないのが現状

## 商業出版社のOA化の動向

---

- 多くの商業出版社が新たな「ビジネスモデル」として推進する動き
- 購読モデルの学術雑誌から著者支払（APC）モデルへの転換ではなく、新たにAPCモデルのOA誌が発行されている状況
  - 購読モデルの学術雑誌は減少せず、購読料も減少していない状況
  - 新たに研究費等からの支出が増えている状況
  - ハイブリッド型（APCを支払ってOAにするか、購読料による掲載にするかを著者が選択）においては、出版社に対する「二重払い（購読料＋APC）」の疑念
- APC機関負担モデル等の機関対象の割引提案も出され始めている状況であるが、日本では機関内のAPC支払の実態が把握されていない状態

**その他の主な活動**

## JUSTICEの主な活動

### 出版社等との交渉に係る付帯業務

- **出版社交渉説明会**

交渉開始前に、出版社に対して標準提案書による提案の要件等を説明(2月初旬開催)

- **版元提案説明会**

合意提案書を元に、会員館の担当者が直接出版社から説明を受け、出版社との個別交渉(相談)を可能とする場(9月初旬開催)

- **契約状況調査**

会員館の契約状況を正確に把握し、交渉や契約モデルの策定に資するため、全会員館を対象とした調査を毎年実施(5月～6月)

調査結果(概要)はJUSTICE会員向けWebサイトに掲載し会員館にも開示

平成23年度には、バックファイルの整備計画を立案するための基礎的なデータ収集を目的とした調査も実施



## JUSTICEの活動

### 電子ジャーナルのバックファイルや電子コレクション等の拡充

#### ▶ 電子ジャーナルバックファイルの整備

- カレント契約中も全タイトルや電子化済の全期間の利用が可能とは限らない
- カレント契約中止後に利用可能な範囲には限りがある(購読誌／非購読誌)  
カレントファイル契約(契約中止)の影響を押さえるセーフティ・ネットが必要
- カレント契約範囲に近い刊行年まで購入できれば、カレント契約額の抑制も可能

#### ▶ 人文社会科学系電子コレクションの整備

- 「電子ジャーナル以外」&「自然科学系以外」の電子コンテンツの整備

国立情報学研究所(NII)と連携し、会員館がコンテンツを安価に導入し、NIIの電子アーカイブ事業(NII-REO)サーバ上での一元的な利用を可能にする

#### 電子ジャーナルバックファイル

- Springer
- Oxford University Press

#### 人文社会科学系電子資料コレクション

- 18～20c HCPP(英国議会下院文書)
- Making of the Modern World
- Eighteenth Century Collections Online(ECCO)

## JUSTICEの主な活動

### 電子リソースの効率的な管理と提供の実現

- ・ 国立情報学研究所(NII)の「電子リソース管理データベース(ERDB)プロトタイプ構築プロジェクト」(平成24年度～)に参加
- ・ 各会員館およびコンソーシアム全体における、1)電子リソース管理業務(書誌情報, 契約情報)の一元化・効率化、2)利用統計データ取得・管理の一元化・効率化、3)利用者サービス向上、に向けた活動

### 電子リソースの長期保存とアクセス保証

国立情報学研究所(NII)と連携し「CLOCKSS」の活動を支援

- 大学図書館および出版社への参加の働きかけ  
平成25年は84大学が参加 (国立39/公立6/私立39)

#### ●CLOCKSS(Controlled Lots of Copies Keep Stuff Safe)

- ✓ 世界中の学術出版社と大学図書館が責任を分担・共有する形で協同運営される大規模なダークアーカイブ(保存)プロジェクト
- ✓ 地理的に離れた世界中のアーカイブノード(保存用サーバ)に分散保存  
→ NIIが平成22年3月にアーカイブノードに(世界で12箇所目)
- ✓ 通常はアクセス不可。出版社の倒産等の「有事」の際にオープンアクセス化

## JUSTICEの主な活動

### 電子リソースに関わる図書館職員の資質向上

- 国立情報学研究所の実務研修制度を活用し、JUSTICE事務局(学術基盤推進部図書館連携・協力室)でのOn the Job Trainingによる人材育成を実施
- 電子資料契約担当者向けの教科書的資料『電子資料契約実務必携』(A4版130頁)の刊行(平成24年3月)

### その他

- 広報誌『jusmine(ジャスミン)』の発行(平成24年1月創刊)
- COUNTER(Counting Online Usage of Networked Electronic Resources.)に参加し、出版社から提供される利用統計情報の標準化に向けた活動を推進
- 関連団体への調査訪問
- 外部関連団体との連携・協力



jusmine創刊号

## JUSTICEの主な活動

### 国際図書館コンソーシアム連合(ICOLC)への参加

#### 国際図書館コンソーシアム連合(ICOLC:International Coalition of Library Consortia)

- ◆ 世界各国の図書館コンソーシアムが、
  - ・ 電子情報資源に関する情報全般(特に出版社や情報供給業者の価格ポリシーやライセンスに関する情報等)
  - ・ コンソーシアムの管理運営に関する様々な情報を共有し、共通の問題に協力して取り組み解決することを目的とした組織
- ◆ 北米・南米・欧州・豪州・アジア・アフリカの約200の図書館コンソーシアムが参加
- ◆ 年2回、春(米国)と秋(欧州)に国際会議を開催し、各コンソーシアムに所属する図書館職員が一堂に会して議論及び情報交換  
→JUSTICE設立以前から、毎回2名以上の大学図書館職員を継続派遣
- ◆ 参加者からの報告書はJUSTICEの会員向けWebサイト、広報誌『jusmine』、国公立大学図書館協力委員会発行の『大学図書館研究』に掲載し、共有を図っている
- ◆ 会議以外にも、メーリングリストを通して情報交換(JUSTICE事務局職員、歴代の会議派遣者等が登録)